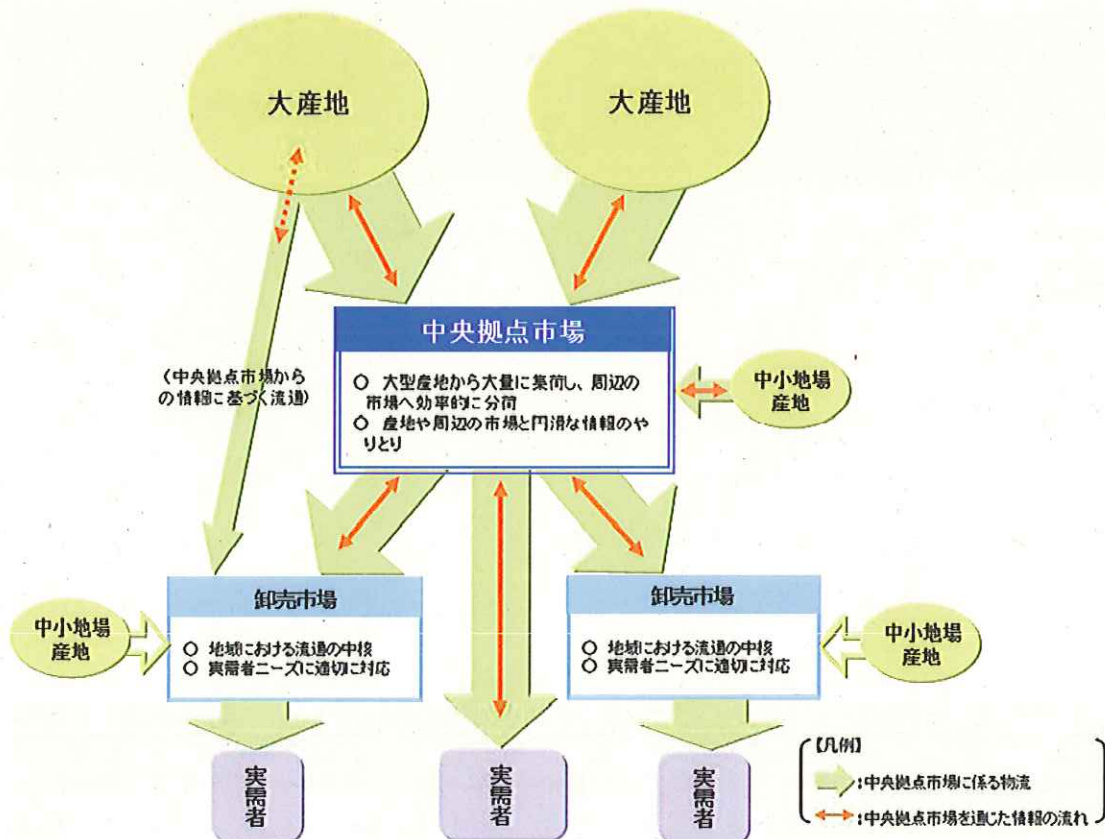


中央拠点市場について

【ポイント】

1. 中央卸売市場間の機能・役割分担によるネットワークの構築を促進し、周辺市場も含めて全体としての集荷力を向上するとともに、物流を効率化しようとするもの。
2. このことにより、中央拠点市場以外の市場も、
 - ・ 大ロットでの集荷が可能となるなど、安定的・効率的な集荷が可能となる
 - ・ 情報受発信が円滑化し、ニーズに即した生鮮食料品の供給が可能となる
 など、機能強化と活性化を図る。
3. 以上のネットワークの構築が円滑に進むよう、それぞれの市場において、市場のあり方や運営方針等を明確化。
4. 中央拠点市場以外の市場の統合・集約を目的としたものではなく、施設整備にこれまでと同様の補助を行う予定。
5. 中央拠点市場は、ネットワークの構築に必要な駐車場や情報処理施設について補助率の嵩上げを要求。

■ 中央拠点市場のイメージ



1. 中央拠点市場とは

中央拠点市場は、中央卸売市場のうち、全国各地の大型産地からの荷を大量に受けて、自市場のほか周辺の卸売市場に向けて卸売を行うという役割を果たしている市場である。

上記役割を果たす上では、一定規模以上の取扱数量を有しているとともに、供給圏が一定の広がりを持っていることが必要であるとの基本的考え方の下、

- ① 取扱数量が平均値よりも相当上回っており（平均値に標準偏差を加えた数値以上）、かつ、開設区域外への出荷割合が平均値以上であること、又は
- ② 取扱数量が平均値以上であり、かつ、開設区域外への出荷割合が平均値よりも相当上回っている（平均値に標準偏差を加えた数値以上）ことを基準としている。

■ 基準（①又は②に該当すること）

		取扱数量	開設区域外への出荷割合
青果	①	29万トン以上	30%以上
	②	15万トン以上	45%以上
水産	①	14万トン以上	40%以上
	②	6万トン以上	60%以上

（注）開設者が複数の中央卸売市場を開設しており、当該複数の中央卸売市場を再編する計画を有している場合には、当該複数の中央卸売市場を1つの卸売市場とみなして取扱数量及び開設区域外への出荷割合を計算できる。

2. 中央拠点市場を設ける必要性

産地の大型化に伴い、効率的な大ロットでの出荷に対応できる中央卸売市場や、出荷した荷を確実に捌ききれぬ中央卸売市場に集約して出荷する傾向が強まってきており、結果として、取扱数量の大きな中央卸売市場に荷が集中してきている。

一方、中小規模の中央卸売市場においては、取扱数量が一層減少し、自力での品揃えでは不十分なため、他市場からの転送に依存する傾向が強まっているが、市場間の連携による効率的な流通が確保されていない。

このような状況を踏まえると、大規模な市場と中小規模の市場における流通事情に即した卸売市場の機能・役割分担の明確化を図り、効率的な流通のネットワ

一クを構築することが重要である。

このため、大型産地からの荷を大量に受け、周辺の市場と連携した流通を行う役割を担う中央卸売市場を「中央拠点市場」として位置づけ、その機能強化を進める必要がある。

3. 中央拠点市場を設けた場合の効果

中央拠点市場に位置づけられた卸売市場の開設者、卸売業者、仲卸業者等は、物流ネットワークの中核としての意識を持って周辺の卸売市場に積極的に働きかけ、効率的な流通ネットワークを構築することにより、周辺の卸売市場を含め市場流通全体として集荷力が向上するものと考えられる。

また、集荷力の向上にあわせて効率的に施設整備を行うことにより、流通全体のコストの低減が図られることが期待される。

中央拠点市場の基準に該当しない市場であっても、

- ・ 中央拠点市場が整備されることにより、現在小ロットで複数の市場から供給を受けている荷について中央拠点市場から大ロットで集荷することが可能になるなど、より安定的・効率的な集荷が可能となること
- ・ 中央拠点市場を通じて産地や実需者とのネットワーク網が充実することにより、産地の出荷情報や実需者の需要情報等がこれまで以上に充実し、また、情報交換が進むことにより、ニーズに即した生鮮食料品の供給が可能となること等により、市場機能の一層の強化が図られるものと考えている。

上記のようなネットワークの構築が円滑に進むためには、それぞれの市場において、開設者や市場関係事業者が一体となって、当該市場の位置づけ、役割、機能強化の方向、運営方針等を明確にしておくことが不可欠である。

なお、今回の中央拠点市場の考え方は、流通の実態を前提として、市場間のネットワークを構築することにより、市場全体の集荷力の向上や物流コストの削減等を図ることで、中央拠点市場以外の市場についてもその活性化につなげることを目的としており、中央拠点市場以外の市場の統合・集約を目的としたものではない。

また、産地に対して、中央拠点市場への出荷を強制しようとするものでもない。

4. 中央拠点市場の指定手続き及び支援措置

中央拠点市場は、開設者において基準（卸売市場整備基本方針第2の1の（2）のなお書及び（3））への該当性について確認を行った上で、基準に該当するものと国が認めたときは、第9次の中央卸売市場整備計画（平成23年3月策定予定）に盛り込む方向で検討している。

中央拠点市場については、求められる役割・機能を十全に果たすために必要となる駐車場や情報通信施設の整備を促進するため、従来の補助率（1/3以内）を法定上限交付率（4/10以内）とする支援が可能となるよう予算要求を行っているところである。

また、中央拠点市場以外の中央卸売市場の施設整備についても、引き続き補助を行うこととしている。

■主な施設の補助率の変更（大規模増改築の場合）

	売場 施設	貯蔵・保 管施設	搬送 施設	衛生 施設	食肉関 連施設	駐車 施設	情報処 理施設
【現行】人口40万人規模以上相当	4/10	4/10	4/10	4/10	4/10	1/3	1/3
【見直し後】中央拠点市場	4/10	4/10	4/10	4/10	4/10	4/10	4/10
中央拠点市場以外の中央卸売市場	4/10, 1/3	1/3	1/3	1/3	1/3	1/3	1/3